

1 集合検査 2 所在地検査 3 代検査 を希望します。

(下記注意事項を読んで、いずれかに○を付してください。)

計量器事前調査書

住所	郡市	町	番	番地号	
氏名または名称	職業	電話			
計量器の種類		個数	略図番号	検査の対象となる計量器の略図	
電気式はかり	ひょう量100kg以下		1	1.電気式はかり 	
	〃 250kg以下			2.棒はかり または ばね式はかりで直線目盛のもの 	
	〃 500kg以下				
	〃 1t以下				
機械式はかり	棒はかりまたはばね式はかりで直線目盛のみのもの		2	3.手動天びん  4.等比皿手動はかり 	
	手動天びん		3		
	等比皿手動はかり		4	5.その他機械式はかり	
	その他機械式はかり	ひょう量100kg以下		5	
		〃 250kg以下			
〃 500kg以下					
〃 1t以下					
分銅等	分銅		6	6.分銅 	
	おもり		7	7.おもり 	
注 意 事 項	<p>1 次の計量器は検査を要しません。</p> <p>① 1目盛または1間隔が10mg以下の質量計</p> <p>② 「取引証明以外用」「家庭用」(キッチンスケール、ヘルスマーター等)の表記がある計量器</p> <p>2 検査には、公民館等指定された検査会場で行う集合検査、計量検定所の職員がはかりのある場所に出向いて行う所在場所検査(出張条件あり)、計量士(国家資格)がはかりのある場所に出向いて行う代検査(出張条件なし)の3種類あります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【出張条件】</p> <p>①質量または体積が大きいため、運搬が著しく困難なため ②構造上運搬することにより、破損または精度が落ちる恐れがあるため</p> <p>③土地または建物等に取り付けられているため ④検査を受けるはかりの数が多いため(おおむね5個以上)等</p> </div> <p>3 検査手数料は、集合検査および所在場所検査は県の収入証紙で、代検査は現金(振込は要相談)で納入してください。</p> <p>4 所在場所検査および代検査には、検査手数料のほかに旅費(交通費)が必要となります。</p>				